

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原 告 松竹伸幸

被 告 日本共産党

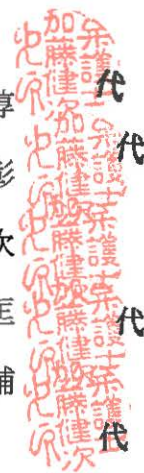
準 備 書 面 （ 4 ）

2025年4月24日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士	小	林	亮	淳
同	長	澤		彰
同	加	藤	健	次
同	尾	林	芳	匡
同	山	田	大	輔



第1 被告の言論は、「原告の社会的評価を低下させる言論」にはあらず、名誉毀損は成立しない

1 本件で問題とされている言論は政治的論争の一環であること

本件訴訟は、政治的論争の案件であり、言論・表現の自由の問題である。まず、原告は被告政党の党员でありながら、党员を名乗り被告政党の基本的政策の批判を行った（乙1～12）。これらの批判的言論の中には、被告の社会的評価を低下させる要素も含まれている。しかし、被告は、原告の政治的論争に対しては、政治的言論で反論した（甲6の1～6）。本件で問題となっているのは、政党の基本政策についての政治的論争であり、言論・表現の自由として保障されている。

このような政治的論争については、事実を歪め相手方を誹謗中傷するような言論でない限り、言論・表現の自由として最大限保障しなければならない。すなわち、政治的論争は、それぞれの言論・表現の自由の行使によって決着を図るべきものであって、裁判所の介入によって解決を図る筋合いのものではない。

これに対して、原告は「党攻撃」「かく乱の宣言」（甲6の2）、「善意のかく乱者を装っている」（甲6の3）、「党破壊とかく乱の行動」（甲6の5）というわずかな言葉尻をとらえ、事実の摘示であるとして名誉毀損が成立すると主張する。しかし、原告の主張は、被告の各表現行為が、原告との間の政治的論争の一環となされたものであることをあえて捨象し、ごく一部の表現だけを取り出して、名誉毀損を論じるものである。これは、政治的論争における言論・表現の自由を軽視するものにほかならない。

政治的反論である被告の言論は、「その方法、内容において適当と認められる限度をこえない」（最三昭38. 4. 16民集17巻3号476頁）かぎり、違法性を欠き名誉毀損とはならない。

さらに、政治的論争については、社会的評価の低下をもたらすように見える言論であっても、法的保護に値する「社会的評価の低下」とはいえず、違法性阻却を論ずるまでもなく、名誉毀損が成立しないとされる場合がある。本件における被告の各表現行為は、原告の法的保護に値する「社会的評価の低下」をもたらすものではなく、名誉毀損とはならない。

以下、詳述する。

2 言論の応酬の法理について

（1）最高裁判決の存在

被告の言論は、原告による被告批判に対する反論的言論であり、批判に対する反論となされた表現については、社会的評価の低下がないと認められる場合がある。これは、言論の応酬の法理の問題として議論されている。

被告が言論の応酬の法理について論述したことに対し、原告は、「被告はここで、『言論の応酬』に関する判例として1963（昭和38）年最三小を挙げる。しかし、同裁三小判は、『言論の応酬』などという概念はひと言も述べていないのであり、これを『言論の応酬』に関する判例だとするのは被告の独自の見解である。」（原告第5準備書面・2頁）と反論している。

しかし、最高裁第3小法廷昭和38年4月16日判決には、「言論の応酬」との記載がある。判決を引用する。

「要するに、原判決文では、被上告人らの行為が上告人の名誉を侵害しないとするのか、侵害するが違法性阻却事由があるとするのか曖昧であるが、その趣旨は後者にあると解するほかなく、而して言論の応酬について正当防衛の観念を容れる余地はないから、そのような見解に立つ原判決は違法であるというのである。」「自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉、信用を棄損するがごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行った言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえないかぎり違法性を欠くとすべきである。」（下線は被告代理人）

このように、最高裁は、「言論の応酬」を認め、自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉、信用を毀損する言動であっても、「その方法、内容において適当と認められる限度をこえないかぎり違法性を欠く」と判示している。

被告の原告に対する批判的言動（甲6の2、3、5）は、「適当と認められる限度をこえていない」のであるから、違法性は認められない。

原告代理人佃弁護士は、名誉毀損に関する著作「名誉毀損の法律実務（第4版）」を發表している。その「第4章 言論の応酬の場合の免責の法理 第2節 判例」（680頁）の中で、「この点（応酬的言論に免責の余地がないか）について、明確に判示したのが、最3小判1963（昭和38）年4月16日である。」と指摘し、判決を引用していることを指摘しておく。

(2) 「言論の応酬の法理」とは

そもそも、「言論の応酬の法理」とは、反論行為に名誉毀損的言辞が含まれていたとしても、一定の要件の下に、その違法性を阻却するという法理である（宮原守男監「名誉毀損・プライバシー」145頁）。その根拠は、古くは正当防衛（民720条）に求められた（大判昭10.5.2判決全集1巻17号3頁）が、侵害行為と正当防衛の同時性の問題など、説明に苦しい点もあるといえる。最高裁は、自己の正当な利益を擁護するためやむを得ずされた発言について、一定の要件のもとに違法性が阻却されることを認めた（最三昭38.4.16民集17巻3号476頁）が、その法的根拠については明示されていない（倉田卓次・昭38最判解説（民）121頁では、民法720条を直接の根拠としたものではないとされている）。

(3) 「最新判例におけるインターネット上の名誉毀損の理論と実務 第2版」

（松尾剛行・山田悠一郎）

この書籍では、「(4) 応酬的言論（やりとりの応酬）」の中で、「以上に似た状況として、いわば口喧嘩的な、相互のやりとりの応酬の中で出た言論（応酬的言論）について、その個別の表現を切り取って、名誉毀損とすべきかどうかという問題がある。・・・これらの裁判例からは、「相互のやりとりの中」の「反論の応酬の域を超えない」「いわば売り言葉に買い言葉」であれば、裁判所がそれを取り出して不法行為とすることに慎重な傾向を見出すことができる。」（321頁～）と記載されている。

(4) 被告の反論的言論に違法性はない

本件訴訟では、原告は、被告の言論の「党攻撃とかく乱」（甲6の2）、「善意の改革者を装っている」「党の破壊者・かく乱者」（甲6の3）、「卑劣な党破壊とかく乱の行動」（甲6の5）について、事実の摘示として原告の名誉を毀損するものであると主張する。

しかし、被告の反論的言論は、相互のやりとりの中で、「反論の応酬の域を

超えない」表現である。それはまた、被告が政党として正しい姿を国民に示し、団結を維持するという、「自己の正当な利益を擁護するためやむをえず」なされたものである。

よって、前記判例の論旨や応酬的言論の法理によれば、違法性は認められず、名誉毀損は成立しない。

3 政治的反論については「社会的評価の低下」がないと認められる場合がある

(1) 名誉毀損の要件としての「法的保護に値する社会的評価の低下」

批判に対する反論としてされた言論については、違法性阻却の適否を論ずる以前に、そもそも社会的評価の低下がないと認められる場合がある。

なぜなら、名誉毀損も不法行為の1つであるから、不法行為における被侵害利益が法的保護に値する利益でなければならないのと同様、社会的評価の低下も、およそ人の社会的評価が低下する表現であれば全ての名誉毀損に該当するのではなく、法的保護に値する程度の社会的評価の低下があった場合にのみ、名誉毀損に当たるとみるべきだからである。

また、ある人が、他人を批判する表現行為をした場合、批判された相手がこれを反論する表現行為を行うことは通常予想できるし、それは正当な行為である。そうであれば、人を批判する者は、自己がそのような反論をされることを当然覚悟（受忍）するべきといえるからである。ただ一方的に相手を批判する表現と、批判の反論の過程でされた表現とは、第三者の受け取り方が自然と異なってくるものである。そうであるとすれば、一方的に相手を批判する表現と批判と反論の過程でされた表現とでは、自ずと「法的保護に値する社会的評価の低下」の判断の差もでてくるものである。

(2) 東京地裁平成19年12月7日判決（判タ1318号188頁）

この事案は、東京都立大学のフランス語研究者らである原告らが、東京都知事である被告の言動が名誉毀損に当たるとして、謝罪広告等を求めた事案である。

本判決は、「（被告による）『反対のための反対をしていた』との文言は、その反対自体を消極的又は否定的に評価する意味で用いられているが、その内容は具体性を欠く上、対立する意見を表明する者同士が相手方を否定的表現を用いて批判することは通常みられるところであり、上記発言は、そのような批判の範囲を逸脱するものとまではいえない。」と判示する。「反対のための反対をしていた」という表現は、消極的又は否定的に評価する意味で用いられていても、対立する意見を表明する者同士が相手方を否定的表現を用いて批判することは通常みられるところであり、批判の範囲を逸脱するものとまではいえないとしている。

また、本判決は、「本件第1発言後半部分の上記文脈の前後における『しがみつく手合い』や『笑止千万』は、上記文言による否定的評価をより強める役割を果たしているといえるが、これを含めて本件第1発言後半部分が原告36及び52の社会的評価を低下させるものとは言えない。」と判示した。これも、『しがみつく手合い』や『笑止千万』は、否定的評価をより強める役割を果たしているといえるが、社会的評価を低下させるものとは言えない、としている。

本件訴訟では、被告は原告の批判的言論にたいして、「党攻撃とかく乱」（甲6の2）、「善意の改革者を装っている」「党の破壊者・かく乱者」（甲6の3）、「卑劣な党破壊とかく乱の行動」（甲6の5）と反論した。しかし、本判決によれば、「対立する意見を表明する者同士が相手方を否定的表現を用いて批判することは通常みられるところであり、批判の範囲を逸脱するものとまではいえない」から、被告の反論が原告の「法的保護に値する社会的評価の低下」をもたらすものとはいえない。よって、名誉毀損は成立しない。

（3）熊本地裁八代支部平成2年3月30日判決（判タ733号125頁）

政党機関誌紙に掲載された水俣病患者救済運動に関する記事が非難応酬の一駒であるとして、名誉毀損の成立を否定した判決である。本判決は、政党

機関紙による反対的立場にある者に対する批判記事について名誉毀損の成立を否定した事案であり、本件訴訟と極めて類似している。なお、右訴訟における被告は日本共産党などである。

本判決は、「五 総合判断」として、次の通りに判示する。「右に認定した事実を総合すると、水俣病患者支援運動の中には原告・「告発する会」等に見られる「自主闘争路線」といわれる流れと、「水俣病被害者の会」を支援する日本共産党等に見られる「裁判闘争路線」といわれる、概ね二つの流れがあること、双方の間には、水俣病問題に対する認識、解決方向、方針、その手段、殊に「自主闘争路線」あるいは「裁判闘争路線」といわれる取組み方等に大きな差異があることが認められ、そこから水俣病問題をめぐる諸々の論点についても、互いに他者に対する膨大な不信、批判、非難、不毛の論争を生み出していること、本件各記事は長期間にわたる膨大な経緯、背景の中で互いに他者に対してなされた激しい論争、非難の応酬の一駒であること、そのことは本件各記事が掲載された紙面の性質、記事の体裁、内容自体によっても読者殊に水俣病問題に関心を有する読者にとっては明らかであること、しかも右に見た互いに他者に対する膨大な不信、批判、非難、不毛の論争の応酬は既に長期間にわたり公然と行われてきたものであることが認められる。そうすると、そこに「原告」の名が「公然」と摘示されているからといって、原告の社会的評価、名誉殊に原告の水俣病問題についての言動の信用性、説得性をことさら毀損するものとは認められない。」

「したがって、原告は、それらの団体や運動体と社会的、政治的立場を異にする者側からの不信、批判、非難、論争の相手方、対象とされたとしても、それが互いに他者に対してなされた激しい論争、非難の応酬の一駒である以上、言論をもって応酬すべきであり、そのような手段をとらないのであれば、これを受忍すべき関係にあるというべきである。」

「原告が名誉を毀損すると主張する他の点について本件全証拠を仔細に検

討しても、本件各記事が原告の名誉を毀損するとは認められない。」

この判決は、名誉毀損の成立について、被告の批判的反論の言葉尻をとらえて判断するのではなく、「本件全証拠を仔細に検討しても、本件各記事が原告の名誉を毀損するとは認められない。」と判示している。

この判旨によれば、本件訴訟における原告の「党攻撃とかく乱」（甲６の２）、「善意の改革者を装っている」「党の破壊者・かく乱者」（甲６の３）、「卑劣な党破壊とかく乱の行動」（甲６の５）という言葉尻をとらえた判断ではなく、論争の全体像を踏まえた判断が必要である。そして、本件の「全証拠を仔細に検討」すれば、被告の反論が、原告の「法的保護に値する社会的評価の低下」をもたらすものではないことは明らかである。

４ 被告の言論は原告による被告批判に対する反論であり、名誉毀損は成立しない

（１）原告の被告に対する批判的言説とこれに対する被告の反論

被告がなした批判的言論（甲６の１～６）の以前に、原告は被告の政党存立の核心的部分である「日米安保条約の廃棄」「自衛隊違憲論」に対して、党員としての立場を鮮明にしながら、激烈な批判的言論を行ってきた。次の通りである。

- ① 「自衛隊活用論は国民に響かない。違憲論は共産が目指す野党共闘の障害にもなり得る」「合憲論にかじを切ることをいずれ余儀なくされるだろう」（乙１・産経新聞 ２０２２年１０月１０日）
- ② 「（党員は）公式見解以外の意見を口にできない…、国民からも『一枚岩の異質な党』だとしか見られない」（乙２・産経新聞同年１０月１２日）
- ③ 「党の基本政策は安保破棄（ママ）であり、自衛隊違憲・解消論…だ。これが野党共闘に大きな障害になっている」（乙３・毎日新聞「政治プレミア」『岐路に立つ共産党「自衛隊活用論」の本気度』 同年１１月２日）
- ④ 「（「もし共産党が党首公選を実施するならば」…）他の人にはなくても、（「異論をもっている」）私にはある」「自衛隊を認めないことが基

本政策の政党は、野党の政権共闘の対象にならない」（乙４・論座「『共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 私、共産党の党首選に出ます！～「自衛隊活用論」を唱えてきたヒラ党員の覚悟』 同年１１月８日）

- ⑤ 「民主集中制」（の内容）は、「ヒラの党員は、上級の決定を無条件に実行しなくてはならない」（とあり）「…パワハラと重なり合う部分がある」（乙５・論座『共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 小池晃書記局長のパワハラ問題で共産党は変わるか？～党首公選は絶好の機会』 同年１２月２日）

- ⑥ 「共産党の基本政策は『安保廃棄・自衛隊解消』…である。…国際社会の常識、国民意識の常識から外れている」（乙６・論座『共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 共産党は矛盾を強みに変えて「左側の自民党」をめざせ～徹底的な議論へ党首公選を』 同年１２月２６日）

- ⑦ 共産党の安保・自衛隊政策（日米安保条約廃棄・自衛隊の段階的解消）は、「野党共闘の障害になっている」「あまりにもご都合主義」（甲１・シン・日本共産党宣言 ２０２３年１月２０日発刊）

以上のように、原告は被告の政党としての根幹をなす安保条約廃棄・自衛隊違憲論を痛烈に継続的に批判をしてきたのである。

これらの原告による被告に対する批判的言動の中でも、「（党員は）公式見解以外の意見を口にできない…、国民からも『一枚岩の異質な党』だとしか見られない」（乙２・産経新聞 同年１０月１２日）、「（「もし共産党が党首公選を実施するならば」…）他の人にはなくても、（「異論をもっている」）私にはある」「自衛隊を認めないことが基本政策の政党は、野党の政権共闘の対象にならない」（乙４・論座 同年１１月８日）、「民主集中制」（の内容）は、「ヒラの党員は、上級の決定を無条件に実行しなくてはならない」（とあり）「…パワハラと重なり合う部分がある」（乙５・論座 同年１２月２日）、被告の安保・自衛隊政策（日米安保条約廃棄・自衛隊の

段階的解消)は、「野党共闘の障害になっている」「あまりにもご都合主義」(甲1・シン・日本共産党宣言 2023年1月20日発刊)は、被告の社会的評価を低下させる要素を含んでいる。

しかし、被告は原告を名誉毀損で訴えるのではなく、原告に対する批判的言論によって、低下した社会的評価を回復する措置を講じた。このことは、被告の言論の自由として保障されるべき行為であるとともに、被告の結社としての一体性を確保するために必要不可欠なものであった。

(2) 原告の批判に対する被告の反論という全体像に基づく判断が必要である

およそ人の社会的評価が低下する表現であれば全てが名誉毀損に該当するのではなく、法的保護に値する程度の社会的評価の低下があった場合にのみ、名誉毀損に当たるといふべきである。

前述したとおり、一方的に相手を批判する表現と批判と反論の過程でされた表現とでは、自ずと「法的保護に値する社会的評価の低下」の判断の差が出てくるものである。そして、「相互のやりとりの中」の「反論の応酬の域を超えない」表現であれば、相手を批判した者にとっては、当該反論は十分予想されることであり、受忍すべきものといえる。したがって、相互のやりとりの応酬の中で出た言論(応酬的言論)について、その個別の表現を切り取って、名誉毀損とすることには、慎重でなければならない。

原告は、「党攻撃とかく乱の宣言」(甲6の2)、「善意の改革者を装っている」(甲6の3)、「党大会とかく乱の行動」(甲6の5)という一部の表現を切り取って名誉毀損を主張している。しかし、論争の経過の全体像を踏まえることなく、一部の表現のみを切り取って名誉毀損を論ずることは、誤りである。

原告の被告に対する批判とこれに対する被告の反論という論争の経過を正しく踏まえた上で、被告の表現行為(甲6の1～6)が、原告の「法的保護に値する社会的評価の低下」をもたらしたかどうかを判断すべきである。

(3) 原告と被告の論争の経過

原告と被告の論争の経過については、別紙「原告の批判とこれに対する被告の反論の経過一覧」に記載したとおりである。

別紙を見れば明らかなとおり、原告は、被告に対する批判的言動を繰り返している。その表題を示すと次の通りである。

「ABEMA Prime」（2023年1月16日）、「週刊文春」（同年1月19日）、「野党クラブでの記者会見」（同年1月19日）、「文春オンライン」（同年1月20日）、「ブログ 藤田論文について1～6」（同年1月21日～26日）、「JCASTニュース」（同年2月4日、5日）、「文春オンライン」（同年2月6日）、「日本記者クラブにて記者会見」（同年2月6日）、「ブログ 党にとどまって」（同年2月7日）、「文春オンライン ヒラ議員粛清」（同年2月9日）、「YouTube 田原総一郎チャンネル」（同年2月13日）、「YouTube 文藝春秋電子版 経済学者・斎藤幸平氏と対談」（同年2月13日）、「市民社会フォーラム 記念講演（オンライン）」（2月14日）、「FLASH 評論家・古谷経衛氏と対談」（2月28日号・2月14日発売）、「毎日新聞 「政治プレミア」—『党首公選 共産は「異論を許さない」集団ではないはずだ』」（同年2月23日）、「日本外国特派員協会で記者会見 JCASTニュース」（同年2月27日）、「週刊朝日 『共産党・除名処分 松竹伸幸が語る真相「調査の時は納得してくれた様子でした」』（同年3月23日）、「オフィシャルブログ 『党大会代議員予定候補者が結集！？』（同年7月10日）、「書籍「不破哲三氏への手紙（宝島社新書）」発刊（同年8月9日）、「除名処分再審査に向かう方針を説明する記者会見（東京・日比谷図書文化会館4F小ホール）」（同年8月9日）、「ブログ 再審査請求書を掲載」（同年8月22日～10月8日）、「オフィシャルブログ『YouTube動画で重視する戦略』（同年10月4日）、「YouTube動画（『チャンネル登録10

00名突破 除名処分再審査申請書提出！感動ライブ』）」（同年11月4日）、「オフィシャルブログ『共産党10中総と平行して記者会見をライブ中継』」（同年11月12日）、「オフィシャルブログ『党内で改革をしたい方へ』」（同年11月19日）

このように、原告は、被告による批判的反論（甲6の1～6）の後においても相当大量の被告批判を継続していることがわかる。このような論争の過程に照らせば、被告の原告に対する批判的言論については、批判を行った原告において受忍すべきものであり、かりに社会的評価の低下があるように見えたとしても、それは言論によって回復を図るべきものである。

よって、原告が主張する原告の各表現行為（甲6の2、3、5）は、法的保護に値する社会的評価の低下をもたらすものとはいえないから、そもそも名誉毀損は成立しない。

第2 本件各記事には違法性が認められないこと

原告が名誉毀損にあたるとする被告の言論が、そもそも名誉毀損に当たらないこと、原告が抽出する表現行為が意見・論評に当たることは、すでに述べたとおりである。ここでは、仮に各表現行為が事実の摘示だとした場合の公共性や真実性等の抗弁事由について論ずる。

1 名誉毀損その1（甲6の2）について（訴変更申立書2～5頁）

（1）事実の摘示であると仮定した上での、被告の抗弁

甲6の2の記事は、主要には、原告が、

- ① 党首公選制の主張を、党内で意見を述べることなく、外部で公然と表明したこと
- ② 党内で意見を述べることなく、被告に対し「党内で存在する異論を可視化するようになっていない」「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」と外部で公然と表明したこと

- ③ 日米安保条約廃棄、自衛隊の段階的解消という被告の基本政策について、党内で意見を述べることなく、「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」と外部で公然と表明し、その転換を求めたこと
- ④ 被告が「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」であると記載した鈴木元氏の本について、その中身を知った上で、原告自身の著作と同じ時期に発刊することを促したこと
- ⑤ 被告を除名された後に、記者会見の場で、被告の党員に対し「党にとどまって党大会に代議員として出て除名に反対だという意思表示をしてほしい、党首公選制も一緒に議決したらいい」と述べたこと
- ⑥ これらが、被告への攻撃あるいはかく乱であることを指摘するものである。

「攻撃」「かく乱」とは被告の側からの否定的な意見・論評に他ならないが、以下では、右表現が仮に事実の摘示にあたるとしても、いずれも真実であり、違法性が阻却されることを明らかにする。

(2) 公共の利害に関する事実であること

甲6の2の記事における事実の摘示は、国会・地方議会に多数の議員を擁する公党の運営や基本政策についての原告の言動を指摘し、批判を加えるものであるから、公共の利害に関する事実の摘示である。

(3) 専ら公益を図る目的であること

甲6の2の記事における事実の摘示は、上述のとおり、公党たる被告の運営や基本政策という公共の利害に関するものであり、この点について被告の立場を示すため行われており、公益を図る目的が認められる。

(4) ①～⑥のいずれも真実であること

①原告が党首公選制の実施を外部で公然と表明したことは原告の著作(甲1)および取材記事(乙2、乙5)、記者会見(乙7)から明らかである。

②「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」「国民の目から見る

と、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」と外部で公然と表明したことも、著作（甲１）や取材記事（乙２）から明らかである。

- ③日米安保条約廃棄、自衛隊の段階的解消という被告の基本政策について「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」と外部で公然と表明し、その転換を求めたことは著作（甲１）および取材記事（乙２、乙３、乙４）、記者会見反訳（乙７）から明らかである。

以上の①～③のいずれについても、党内で意見を述べることなく外部で表明したことを、原告は認めている（甲２）。

- ④被告が「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」と記載した鈴木元氏の本について、原告自身の著作と同じ時期に発刊することを促したことは、取材記事（乙８）の中で原告自身が誇示している。また、鈴木氏の著作の中身を知っていたことは、被告の聞き取りにおいて原告自身が認めている（甲２）。

- ⑤被告を除名された後に、記者会見の場で、被告の党員に対し「党にとどまって党大会に代議員として出て除名に反対だ」という意思表示をしてほしい、党首公選制も一緒に議決したらいい」と述べたことは、記者会見反訳（乙１０）から明らかである。

- ⑥以上①～⑤の言動は、いずれも、被告の組織運営や基本政策について外部から公然と批判し、その社会的評価を押し下げるものであること、その表現（「異論を許さない」「障害」「ご都合主義」）、手法（他の出版物との同時期発刊の促し、除名後の会見で被告内部の党員に呼びかける）も強力であることから、被告への攻撃あるいはかく乱以外の何物でもない。

（５） 抗弁のまとめ

ア 真実性

以上に見たとおり、甲６の２の記載は、その主要な部分において真実である。

イ 真実相当性

また、仮に真実性が認められないとしても、①党首公選制等の主張が現行の被告の組織運営や代表者選出方法を否定し批判するものであること、②被告の安保・自衛隊政策への批判が被告の基本政策を明確に否定しその変更を迫るものであること、これらの主張が被告の党内で一度も表明されずマスコミや記者会見・著作を通じて被告の党外においてなされたという経緯、「異論を許さない」「野党共闘の障害」「あまりにご都合主義」「常識から外れている」等の極めて否定的な表現に照らして、被告が原告の批判を、被告の攻撃ないしかく乱であると信じることに相当性がある。

(6) その他

原告の言動が「攻撃」あるいは「かく乱」であることが証明されれば、原告の主観（「悪意」「善意を装う」）も優に認められる。この点は甲6の3、甲6の4、甲6の5についても同様である。

2 名誉毀損その2（甲6の3）について（訴変更申立書5頁）

(1) 事実の摘示であると仮定した上での、被告の抗弁

甲6の3の記事は、主要には、原告が、

- ① 原告が、2023年2月6日の記者会見で、被告の黨員に対し、翌年1月の党大会に代議員として出て、原告の除名に反対の意思表示をするよう呼びかけたこと
 - ② 原告が、原告の除名に反対する被告の黨員と連絡をとり、2024年1月の党大会での再審査に代議員として参加するよう依頼したこと
 - ③ ①や②の行為が、被告をかく乱するものであること
- を指摘するものである。

「かく乱」とは被告の側からの否定的な意見・論評に他ならないが、以下では、右表現が事実の摘示にあたると仮定しても、いずれも真実であり、違法性が阻却されることを明らかにする。

(2) 公共の利害に関する事実であること

甲6の3の記事における上記①～③の事実の摘示は、国会・地方議会に多数の議員を擁する公党の党大会に関するものであるから、公共の利害に関する事実の摘示である。

(3) 専ら公益を図る目的であること

甲6の3の記事における上記①～③の事実の摘示は、上述のとおり被告の党大会という公共の利害に関するものであり、党大会についての原告の言動を指摘し批判するものであるから、公益を図る目的が認められる。

(4) ①～③のいずれも真実であること

①原告が、2023年2月6日の記者会見で、被告の党員に対し、翌年1月の党大会に代議員として出て、原告の除名に反対の意思表示をするよう呼びかけたことは、同記者会見の録音反訳（乙10）から明らかである。

②原告が、原告の除名に反対する被告の党員と連絡をとり、2024年1月の党大会での再審査に代議員として参加するよう依頼したことは、「FRASH」2023年2月28日号（乙11）により明らかである。

③①や②の行為は、すでに被告を除名された原告が、被告の党員に連絡をとって党大会で原告の除名に反対の意思表示をするよう働きかけ、さらに、自身の行動を記者会見や取材記事などマスコミを通じて、広く社会的に喧伝するものであるから、被告をかく乱するものであることは明らかである。

(5) 抗弁のまとめ

ア 真実性

以上に見たとおり、甲6の3の記載は、その主要な部分において真実である。

イ 真実相当性

また、被告の党員に連絡をとるだけでなく、それをマスコミを通じて広く社会的に喧伝するという原告の行動態様にてらせば、被告において、被告をかく乱するものであると信じることは、相当性がある。

3 名誉毀損その3（甲6の5）について（訴変更申立書7頁）

（1）事実の摘示であると仮定した上での、被告の抗弁

甲6の5の記事は、主要には、原告が、

①原告の除名に反対する被告の党員に対し、本心を隠して党大会代議員になるよう、ブログを通じて呼びかけたこと

② ①の行為は、被告の党大会をかく乱するものであることを指摘するものである。

「かく乱」とは被告の側からの否定的な意見・論評に他ならないが、以下では、右表現が事実の摘示にあたると仮定しても、いずれも真実であり、違法性が阻却されることを明らかにする。

（2）公共の利害に関する事実であること

甲6の5の記事における上記①、②の事実の摘示は、国会・地方議会に多数の議員を擁する公党の党大会に関するものであるから、公共の利害に関する事実の摘示である。

（3）専ら公益を図る目的であること

甲6の5の記事における上記①、②の事実の摘示は、上述のとおり被告の党大会という公共の利害に関するものであり、党大会についての原告の言動を指摘し批判するものであるから、公益を図る目的が認められる。

（4） ①、②のいずれも真実であること

① 原告が、原告の除名に反対する被告の党員に対し、本心を隠して党大会代議員になるようブログを通じて呼びかけたことは、原告の2023年7月10日付ブログ（乙12）で、「その問題を党内でつよく主張すると、反発されて代議員に選ばれないかもしれない。そんな不安な気持ちもお伺いしました。そうでしょうね。そこがいちばん難しいところです。」「でも、まず、私の再審査にどういう態度をとるかは、大会の場で決めればいいと思うのです。」

「現在の党指導部の方針に反対していたとしても、当時の宮本氏のように、

必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある。」と述べていることから明らかである。

- ② 現在の党の方針に反対であることを明確に言わず、本心を隠して代議員となり党大会に参加することは、代議員を選出した党員の意思が党大会に正しく反映されないことを意味するから、そのような行為を呼びかける原告の①の行為が、被告の党大会をかく乱するものであることは明らかである。

(5) 抗弁のまとめ

ア 真実性

以上に見たとおり、甲6の5の記載は、その主要な部分において真実である。

イ 真実相当性

また、被告の党員に対し、除名に反対と明確に言わずに代議員になるようブログを通じて呼びかけるという原告の行動態様にてらせば、被告において、被告の党大会をかく乱するものであると信じることに、相当性がある。

4 まとめ

以上より、甲6の2、甲6の3、甲6の5における事実の摘示は、その主要な部分において真実であるか、真実であると信じることに相当性が認められるから、違法性が阻却される。

第3 原告の訴えの変更後の請求の趣旨第3項（反論文の掲載）について

1 反論文の掲載の当否は司法審査の対象とはならない

原告が掲載を求めている反論文の内容は、「綱領と規約から逸脱したのは私ではなく中央だ」と言う表題からも明らかなように、実質的には、原告の一連の言動が規約違反にあたるとした本件除名処分が無効であるという原告の意見の掲載を求めるものである。

すなわち、反論文の掲載の請求は、名誉毀損に名を借りて、実質的には本件除名処分が無効であることを請求しているに等しいものである。

したがって、本件除名処分の当否が司法審査の対象とはならない以上、原告が求めている反論文の掲載の当否もまた、司法審査の対象とはならないというべきである。

2 反論文の掲載は「名誉を回復するのに適当な処分」には当たらない

原告は、訴えの変更後の請求の趣旨第3項において、民法723条に基づき、原告が主張する反論文を被告の機関紙「しんぶん赤旗」に掲載することを求めている。

民法723条は、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定する。

しかし、原告が掲載を求めている反論文の内容は、「綱領と規約から逸脱したのは私ではなく中央だ」という表題からも明らかなように、被告の批判に対する原告の意見の掲載を求めるものであって、侵害された「名誉の回復」とは到底いえないものである。

すなわち、原告が求める反論文の掲載は、「名誉を回復するのに適当な処分」とはいえない。

3 まとめ

よって、被告は、訴えの変更後の請求の趣旨第3項について、訴えの却下を求める。あわせて、予備的に請求の棄却を求める。

以上

原告の批判とそれに対する被告の反論の経過一覧		
原告の被告に対する批判	原告の批判に対する被告の反論	証拠
2022年		
(10月10日)産経新聞「共産党100年 第3部 見えぬ未来 中」—自衛隊活用論は国民に響かない、違憲論は野党共闘の障害、いずれ合憲論に舵を切らざるをえない、などと党の政策を批判した		乙1
(10月12日)産経新聞「共産党100年 第3部 見えぬ未来 下」—党員は公式見解以外の意見を口にできない、国民から異質な党だとしか見られないと党を批判した		乙2
(11月2日)毎日新聞・政治プレミア「岐路に立つ共産党『自衛隊活用論』の本気度」—安保廃棄の基本政策や自衛隊の違憲解消論が野党共闘の障害になっていると党の政策を批判した		乙3
(11月8日)論座「共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦 私、共産党の党首選に出ます！～『自衛隊活用論』を唱えてきたヒラ党員の覚悟」—中央委員会の議決が「全会一致」だったとして、異論を許さない政党であるかのように党を批判した		乙4
(12月2日)論座「共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦 小池晃書記局長のパワハラ問題で共産党は変わるか？～党首公選は絶好の機会」—民主集中制がパワハラを生み出しかねない、ヒラ党員は決定を無条件に実行しなければならない、などと党を批判した		乙5
(12月26日)論座「共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦 共産党は矛盾を強みに変えて『左側の自民党』をめざせ～徹底的な議論へ党首公選を」—安保廃棄・自衛隊解消の基本政策は、国際社会の常識・国民意識から外れていると党を批判した		乙6
2023年		
(1月16日)ABEMA Prime「党首公選をやれば『志位委員長が変わる見込みはかなりある』『共産党を変えたい』現役党員が異例の訴え」—安保・自衛隊政策で真逆の政党が一緒にやってもうまくいかない、中央委員会は全員一致だが現場では不満が渦巻いている、などと党を批判した		
(1月19日)週刊文春「共産党激震！志位委員長に3冊の挑戦状」(1月26日号)—党の体制を批判する本が3冊同時に出るのは偶然ではなく、原告が、同時出版のために鈴木元氏に執筆を急がせたものであることを明言した		乙8
(1月19日)『シン・日本共産党宣言』(文春新書)を出版—共産党が異論を許さない政党であるかのように描き異論を可視化するには党首公選制が必要だと主張するとともに、安保障条約廃棄、自衛隊の段階的解消政策が野党共闘の障害となっており同政策からの転換が必要だとして党の基本路線・政策を批判した		甲1

(1月19日) 野党クラブで記者会見—野党共闘の混迷は党の基本政策である安保廃棄・自衛隊違憲の政策にあると党を批判した		乙 7
(1月20日) 文春オンライン「《シン・日本共産党宣言》『共産党は“怖い”と思われる』ヒラ党員が異例の執行部批判、元安保外交部長(67)が『党首公選を実施すれば日本の政治がマシになる』と訴えるワケ」—党首公選制を採用すれば「共産党は怖い」という国民の不安を和らげることができるのに、それを採用しないと党を批判した		
	(1月21日) 藤田健赤旗編集局次長の論説「規約と綱領からの逸脱は明らか—松竹伸幸氏の一連の言動について」を「しんぶん赤旗」に掲載し、原告が現役党員を名乗って、出版本、ネットTV、週刊誌等で主張している「党首公選制」、「核抑止抜き」の専守防衛などの主張が、党の規約と綱領から逸脱したものである旨を明らかにして反論(政治的警告)した	甲 6- 1
(1月21日) ブログ『赤旗』藤田論文について・1—政治的な警告の文書であった藤田論文(甲6-1)について「私はそう考えていない」、「綱領、規約の解釈が異なっている」等と外からの批判を継続することを宣言した		乙 9
(1月22日) ブログ『赤旗』藤田論文について・2—藤田論文が原告の主張する「核抑止抜きの専守防衛」を綱領に反すると批判したことについて、そうであれば志位委員長の見解も綱領に反することになると強弁し、党の見解について、「国民多数の支持を得て政権をめざす政党にはなりえない」と批判した		
(1月23日) ブログ『赤旗』藤田論文について・3—藤田論文が原告の主張する「党首公選」を規約からの逸脱と批判したことについて、「断定」、「『思い違い』の可能性」などとして、原告の言動は党規約に反していないと強弁した		
(1月24日) ブログ『赤旗』藤田論文について・4—党規約5条5項「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはない」は、禁止規定ではなく訓示規定であるなどと主張し、原告の言動は党規約に反していないと強弁した		
(1月25日) ブログ『赤旗』藤田論文について・5—党規約は「循環型の精神」で運用されるべきだとして、原告の言動が党規約に反していないと強弁した		
(1月26日) ブログ『赤旗』藤田論文について・6—党規約5条6項「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」について、この条項が機能しているか疑問があるとして、党員の権利が踏みにじられていると党を批判した		

(2月4日) JCASTニュース『このままでは共産党の衰退が加速する』抱いた危機感党员・松竹伸幸氏が『党首公選』を訴える理由(前編)ー野党共闘の行きづまりがあり、党がそれに対してどう向かっていくのか方針を打ち出していない、内部の議論が可視化されていない、特定の見解だけしか持っていないように見られる、などと党を批判した		
(2月5日) JCASTニュース「共産・志位委員長は『自分の口で言えればいいと思う』『党首公選』への反応めぐりベテラン党员が抱いた違和感(後編)ー党首公選制を否定した決定はどこにもない、などと強弁したうえで、藤田論文を「低レベルな議論」だと批判した		
	(2月5日) 京都南地区常任委員会が原告の除名を決定した	甲 2
	(2月6日) 京都府常任委員会が原告の除名処分を承認し、除名通知文を原告に送付。京都南地区常任委員会と京都府常任委員会が連名で「松竹伸幸氏の除名処分について」を発表した(7日付・「しんぶん赤旗」に掲載)	
(2月6日) 文春オンライン「《除名へ》『共産党は“怖い”と思われている』ヒラ党员が異例の執行部批判、元安保外交部長(68)が『党首公選を実施すれば日本の政治がマシになる』と訴えるワケ《シン・日本共産党宣言》」ー文春オンラインが、1月20日付で原告が党を批判した記事を再配信		
(2月6日) 日本記者クラブで記者会見ー党员に対して、自らに同調し、党大会に代議員として出て、除名に反対だという意思表示をするよう慫慂した		乙 10
	(2月6日) 小池晃書記局長が記者会見で、原告の処分について、「異論を持ったから除名した」との報道は事実と違うことを指摘し、原告の処分は、党規約にもとづく権利を行使しないで、規約と綱領に対して事実と反する批判を行ったことに対するものであることを説明した	
(2月7日) ブログ「共産党员は、党にとどまってください」ー党员に対して、党にとどまり、党大会の代議員に立候補し、党大会で除名に反対する一票を投じるよう慫慂した		
	(2月8日) 土井洋彦書記局次長「党攻撃とかく乱の宣言ー松竹伸幸氏の言動について」を「しんぶん赤旗」に掲載し、原告が2月6日に日本記者クラブで行った会見内容に対して反論した	甲 6- 2
(2月9日) 文春オンライン「《ヒラ党员“粛清”》『共産党は滅びかねない』除名された元安保外交部長(68)が徹底抗戦『分派活動はしていない』『外部に公開するしか選択肢がなかった』《シン・日本共産党宣言》」ーおよそ近代政党とはいえない個人独裁的党運営などと党を攻撃する鈴木元氏の著書との同時発売を、営業上の観点からのものと強弁し、民主集中制という名の上意下達システムから抜けきらないなどと党を批判した		

	(2月9日) 志位和夫委員長が記者会見で原告の除名処分をめぐる記者からの質問に回答した。「しんぶん赤旗」(10日付)に「志位委員長の記者会見松竹氏をめぐる問題についての一問一答」を掲載した	
	(2月11日) 山下芳生副委員長「日本共産党の指導部の選出方法について——一部の攻撃にこたえて」——党指導部の選出方法についての基本的な考えを示し、党員の直接選挙で党首を選んでいることを「閉鎖的」などとする主張に反論した	
(2月13日) YouTube「田原総一朗チャンネル」に出演した		
(2月13日) YouTube「文藝春秋電子版」で経済学者・斎藤幸平氏と対談した		
(2月14日) 「市民社会フォーラム」で出版記念講演会(オンライン)に出演した		
(2月14日) FLASH(2月28日号・14日発売)にて評論家・古谷経衡氏と対談——「地方議員のなかにはツイッターで『松竹さん頑張れ』『志位一派を追い出せ』と支持してくださる方もいます。『私は地方議員だが離党しようと思う』という連絡もいただきました。私は、来年1月の党大会で復党への再審査を求めるつもりなので、その方には『離党せずに、1月の再審査に代議員として参加してください』とお願いしました」と述べ、党内の同調者と連絡をとっていることを表明した		乙 11
	(2月19日) H論説「松竹氏、党かく乱者であることを告白」を「しんぶん赤旗」に掲載。原告がFLASH(2月28日号)で党内の同調者と連絡をとっていることを明言していることに対し、党外からマスメディアを利用し、党員に自らへの同調と党大会での処分撤回に賛同を呼びかける原告の言動を批判した	甲 6- 3
(2月23日) 毎日新聞「政治プレミア」——「党首公選 共産は『異論を許さない』集団ではないはずだ」——党首公選制を主張したのは党を攻撃するためではなく党内から党を良くするためだと強弁した		
	(2月25日) 土井洋彦書記局次長「政党のあり方と社会のあり方の関係を考える——一部の疑問に答えて」を「しんぶん赤旗」に掲載。原告の除名めぐって、一部の識者から出されている「党内のあり方も自由であるべき」との疑問に対して、党のあり方と、党がめざす社会との関係を説明し、反論した	
	(2月26日) 2月23日に志位和夫委員長が神戸市内で行った演説内容を「しんぶん赤旗」に掲載。原告の除名処分を利用して、一部大手メディアが「共産党は異論を許さない党だ」というキャンペーンをしていることに対して、原告の除名は、異論を持ったから行ったのではなく、党の綱領と規約に対して事実と反する批判を行ったことから行ったものであることを説明し、反論した	甲 6- 4

(2月27日) 日本外国特派員協会で記者会見。JCASTニュース「共産党『除名騒動』で強まる逆風 当人も『想定外』だったスピード処分と批判の過熱」—24年1月に予定される党大会に除名処分の再審査を求める考えを表明した		
(3月23日) 週刊朝日「共産党・除名処分 松竹伸幸が語る真相『調査の時は納得してくれた様子でした』」—党と政権で基本政策を使い分けるとするのはあまりにもご都合主義的で国民の理解が得られないと党を批判した		
(7月10日) ブログ「党大会代議員予定候補者が結集!？」—「うれしかったのは、終了後、何人もが私のところにやってきて、『僕は来年1月の党大会代議員になりたいと思っています』『私もです。除名の再審査をくつがえしましょう』と言ってきてくださったことです」、「一方、その問題を党内でつよく主張すると、反発されて代議員に選ばれないかもしれない。…そこがいちばん難しいところです」、「現在の党指導部の方針に反対していたとしても、…必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある。そして、必要な時と場所で、堂々と態度を明確にすればいい」と同調する党員に本心を隠して党大会代議員になるよう指南した		乙 12
(8月9日) 『不破哲三氏への手紙 日本共産党をあなたが夢見た21世紀型に』(宝島社新書)—綱領と規約を自分勝手に解釈し、自らの主張が不破前議長と同じ考えであるかのように主張し、「間違っているのは党指導部」、「現在の党指導部は、自分で決めた新規約と新綱領の精神について、十分には理解していない」、「綱領と規約が、党の幹部にもまったく理解されていない」などと批判した。さらに党指導部の政策および党規約の運用が、「野党共闘の行き詰まりと敗北」、「23年統一地方選挙での敗北」、「『赤旗』部数の連続的な大幅後退」などを招いたなどと批判した		
(8月9日) 除名処分再審査に向かう方針を説明する記者会見(東京・日比谷図書文化館4F小ホール)—24年1月の党大会に向けて、党員に対して、原告の復党が実現するように行動することを慫慂した		
(8月24日) ブログ「再審査請求書にご意見をください」—党大会に提出する再審査請求書への意見を求めるとともに、全国の党員に対して、自らへの同調を訴えていくことを表明した		
(10月4日) ブログ「YouTube動画を重視する戦略」—「共産党の中央委員会総会で党大会の招集が決まる6日以降、私の除名問題での再審査のための活動も本格的にやっていくことになります」と述べ、YouTube動画を活用して、党中央が綱領と規約を踏みにじっていることを明らかにしていく考えを表明した		
(11月4日) YouTube「チャンネル登録1000名突破 除名処分再審査請求書提出! 感謝ライブ」—「このYouTubeなどで、綱領・規約に対する私の意見なども知ってもらい、(私を)支持していただいて、代議員として(大会に)出ていただけたら」と訴え、党員に原告に同調することを慫慂した		

(11月12日) ブログ「共産党10中総と平行して記者会見をライブ中継」—「ここで採択される大会決議案をもとに全党で議論が展開され、来年1月の党大会に向けて代議員が選出されることになります。私はその大会における除名問題の再審査を求めていますので、10中総をもって活動を飛躍的に強化することになります」と述べ、党大会に向けた策動を強化することを表明した		
(11月29日) ブログ「党内で改革をしたい方へ」—「指導部の提案に心ならずも賛成していくことになるわけですが、そのような態度は、私の除名問題が党大会で決着するまでの限定的なものに止めることです」、「私が党に戻ることはない」と確定した時点で、是非、積極的なチャレンジを試みるべきだと考えます」、「本心はこうなのだと堂々と述べて改革に乗りだしてください」と訴え、党内の同調者に“党改革”にのりだすよう慫慂した		
	(11月30日) 土方明果組織局長「除名処分された人物による党大会かく乱策動について」を発表し、「しんぶん赤旗」(12月1日付)に掲載。原告が党大会にむけて同調者を組織する活動を続けていることに対して、党外から党規約を破壊する行動を行いながら、党規約を根拠に除名処分の再審査を要求することは、どこの世界にも通用しないものであると批判し、反論した	甲 6- 5